

[別紙]

様式1

194

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 常清会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県 鹿児島市 南新町 1-29

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和39年6月1日

(4) 設立登記年月日 昭和39年6月1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	川池 浩二	
理事	尾辻 伸朗	
同	高山 義則	
同	土井 斉	尾辻病院管理者
同	川村 重春	
監事	原田 昭吉郎	
監事	北原 光一	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	尾辻病院	鹿児島県鹿児島市南新町1番29号	精神病床 155床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
共同生活援助	鹿児島県鹿児島市紫原4丁目37-10	5室
	鹿児島県鹿児島市紫原3丁目19-7	4室
	鹿児島県鹿児島市紫原3丁目19-6	5室
	鹿児島県鹿児島市紫原3丁目19-5	4室
	鹿児島市紫原6丁目1773番1号	7室
	鹿児島市紫原7丁目33-8	5室
通所介護	鹿児島県鹿児島市南郡元町25-6	
訪問看護ステーション	鹿児島県鹿児島市紫原1丁目25-18	
訪問介護	鹿児島県鹿児島市紫原4丁目4-2-3F	
生活介護	鹿児島県鹿児島市紫原4丁目4-2 3F	
有料老人ホーム	鹿児島県鹿児島市郡元町25-6	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月26日 令和元年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

- (7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

医療法人 常清会
 所在地 鹿児島市南新町1-29

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 2,100,008 円
 2. 負 債 額 1,176,723 円
 3. 純 資 産 額 923,285 円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	425,872
B 固 定 資 産	1,674,136
C 資 産 合 計 (A + B)	2,100,008
D 負 債 合 計	1,176,423
E 純 資 産 (C - D)	923,285

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 常 清 会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市南新町 1 - 2.9

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	425,872	I 流 動 負 債	718,155
現金及び預金	71,107	支払手形	
事業未収金	330,230	買掛金	3,310
有価証券		短期借入金	680,000
たな卸資産	2,647	未払金	26,645
前渡金		未払費用	
前払費用	12,600	未払法人税等	
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	9,287	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	1,674,136	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	1,522,975	預り金	6,184
建物	1,106,539	前受収益	
構築物	4,309	〇〇引当金	
医療用器械備品		その他の流動負債	2,016
その他の器械備品	22,868	II 固 定 負 債	458,568
車両及び船舶	4,107	医療機関債	
土地	385,151	役員借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		〇〇引当金	
2 無 形 固 定 資 産	72,003	その他の固定負債	458,568
借地権		負債合計	1,176,723
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産	72,003	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	79,159	I 資 本 剰 余 金	
有価証券		II 利 益 剰 余 金	921,285
長期貸付金		1 代 替 基 金	51,284
役員等長期貸付金		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	921,285
長期前払費用		〇〇積立金	
繰延税金資産		繰越利益剰余金	870,001
その他の固定資産	79,159	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
資産合計	2,100,008	その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		IV 基 金	2,000
		純資産合計	923,285
		負債・純資産合計	2,100,008

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人常習会

所在地 鹿児島市南新町1番29号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	株式会社 エヌオーズガー デン	鹿児島市紫原2丁目 7-1-608	100	不動産	不動産の賃借	賃借料の支払い	23,781	前払費用	1,917
役員が代表者である 法人	株式会社 紫乃尾	鹿児島市紫原4丁目 4-2	2,000	不動産	不動産の賃借	賃借料の支払い	48,774	前払費用	3,886

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人が代表取締役である法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 常 清 会
理事長 川池 浩二 殿

私（注1）は、医療法人常清会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月26日
医療法人 常清会
監事 原田 昭吉郎
監事 北原 光一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。